いじめ防止基本方針

松本市立筑摩小学校

Ⅰ　いじめ問題に関する基本的な考え

１．　いじめの定義

この基本方針における「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第２条）

《 いじめ指導の５原則 》

① いじめる側、いじめられる側の両者の気持ちを受け入れつつも、「いじめは許されない」と毅然とした態度で臨む。
②「いじめられる側にも原因がある。」との考え方は認めない。
③ 第三者はいない。「見ているだけ」「関係ない」との傍観者の立場は許さない。
④ 人権感覚を育てる。「人種や障がい、能力、外見などは個人差である。」
⑤ いじめに負けない。「絶対に孤立させない」との覚悟をもって指導に臨む。
一人の理解者の存在が「命」を守る。

《 いじめの様態 》

ア　冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる（脅迫、名誉毀損、侮辱）
イ　仲間はずれ、集団による無視
ウ　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする（暴行）
エ　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする（暴行、傷害）
オ　金品をたかられる（恐喝）
カ　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする（窃盗、器物破損）
キ　いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
（強要、強制わいせつ）
ク　パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる（名誉毀損、侮辱）

《 いじめが見えにくい背景 》

○いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われる。
・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われる。
○遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態《カモフラージュ》
○いじめられている本人からの訴えは少ない。いじめられている子どもには、
・親に心配をかけたくない
・いじめられる自分はダメな人間だ
・訴えても大人は信用できない
・訴えたらその仕返しが怖い
といった心理が働く。
○ネット上のいじめは最も見えにくい
ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。携帯末端（通信ゲームができる機器は通信もできる）での通信により学年・学級の枠をこえた日常的なやりとりがあることを保護者、教職員がともにつかんでおく。

２．いじめ防止等に関する基本的な考え方

未然防止 →	早期発見 →	いじめへの対応
いじめのおきにくい 学校づくり ○児童に「いじめは絶対に許さない」ことや命の尊さについて理解を促す。 ○児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合う学級・学校づくりや、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりを心がける ○児童が自己有用感や充実感を感じられる教育活動を展開し、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対応できる力を育成する	ささいな変化や兆候を 見逃さない ○ささいな兆候を見逃さないよう、児童と共に過ごす時間を確保し、普段から声がけや表情の観察をする。 ○学年会・職員会で情報交換をし、複数の目で子どもの様子を見て判断する。 ○アンケートに基づく教育相談を定期的に実施したり、学校内外のいじめ相談窓口を周知したりし、児童がいじめを訴えやすいように体制を整える。	一人で抱えこまず 組織的に早期対応 ○いじめの発見、通報を受けたらすぐに「いじめ・不登校対応委員会」へ報告し、組織的に対応する。 ○いじめられた児童・いじめを知らせた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対しては教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。 ○家庭へ連絡、必要に応じてスクールカウンセラーや警察、児童相談所との連携を図る。

ネット上のいじめへ対応	
未然防止	○情報モラル教育を推進する ○家庭での情報端末機器使用のルールづくりなど、保護者への啓発を行う。
早期発見	○児童のネットとの関わりについての様子を観察する。 ○アンケートに基づく教育相談を行う。
いじめへの対応	○書き込み等にはURLを控えるなど内容を保存後、関係機関に削除依頼をする。 ○被害の拡大を避けるために関係機関に相談する。 ○ネット上のいじめも他のいじめと同様であることを、いじめたとされる児童に対して毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

３．重大事態への対応

いじめ防止対策推進法に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、児童の心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

一　いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
　○児童が自殺を企図した場合　　○身体に重大な傷害を負った場合
　○金品等に重大な被害を被った場合　　○精神性の疾患を発症した場合
二　いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時
　○年間３０日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に報告、調査する。
※その他、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

［重大事態の対応について］
○上記のような疑いの生じた段階から調査の実施に向けた取組みを開始する。
○重大事態が発生した場合、松本市教育委員会に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織対応をする。
○学校が事実に関する調査をする場合は「いじめ・不登校対応委員会」のメンバーが中心となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
○調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

４．未然防止のためのいじめを生まない学校づくり

学級経営の充実

○一人一人の心の理解と個を受けとめる。
（個の違いを個性として認める。人間関係や悩みをつかむ工夫…定期的な教育相談とアンケート[5・7・9・11・1・3 月実施]等の活用）
○相談の窓口は担任（ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝの積み上げ）
○学級集団づくり
縦軸づくり：担任との信頼関係
ルールを守り行動する指導
（規範意識を育てる）
横軸づくり：人間関係を育てる活動・授業
励まし合い高め合う関係
○自信とやる気を引き出す授業
（自尊感情を高める）

校内体制･職員研修の充実

○いじめ問題の基本的な考え方の共通認識
○校内相談体制の充実（相談窓口の周知
報告連絡相談と係連携）
○いじめ・不登校対応委員会での対応
○職員研修（事例研究と対応、人権感覚の育成）

保護者との連携

○情報交換の継続と相互理解の推進
（家庭訪問、電話、連絡帳、通信）
○授業参観、懇談会、行事等での保護者の啓発
○学校の相談体制、対外的な相談窓口の紹介など、児童保護者への具体的説明（年度当初学校通知）

相手を受けとめる・相手を思いやる　仲間・学級

１ 豊かな関係、楽しい学級　～何でも言えて、何でも聞いてもらえる～
２ 共通目標に向かう集団の力　～みんなで取り組み、乗り越える～
３ 共通の生活習慣、規範意識づくり～相談して決める。みんなで守り、評価し合う～
４ 学び合う仲間　～自他の考えを伝え合い、高め合える～

なかよし月間[11 月]

人権教育・命の教育の充実

○規範意識を育てる
（善悪の判断、生命の尊重、正義感や思いやり）
○学級活動を通した生活の振り返り。振り返りによる他者理解と自己理解、自尊感情高める。
○交流を通して、仲間のよさを学ぶ、生き方を学ぶ。
（異学年交流、福祉交流、地域交流等）
○校長講話
○「命」を実感する活動（植物の栽培、花壇作りなど）

人間関係を育む活動の充実

○異年齢集団の活動
（なかよし学年活動、地区児童会の活動）
・児童会による交流活動
（児童集会、児童会祭りでの遊びやゲーム）
・交流体験
・清掃活動への取り組み
・ＰＴＡや地域の諸行事、諸活動への協働的な参画（○○会、○○祭などへの参加）

Ⅱ　いじめの防止のための対策

１．いじめ対応の組織

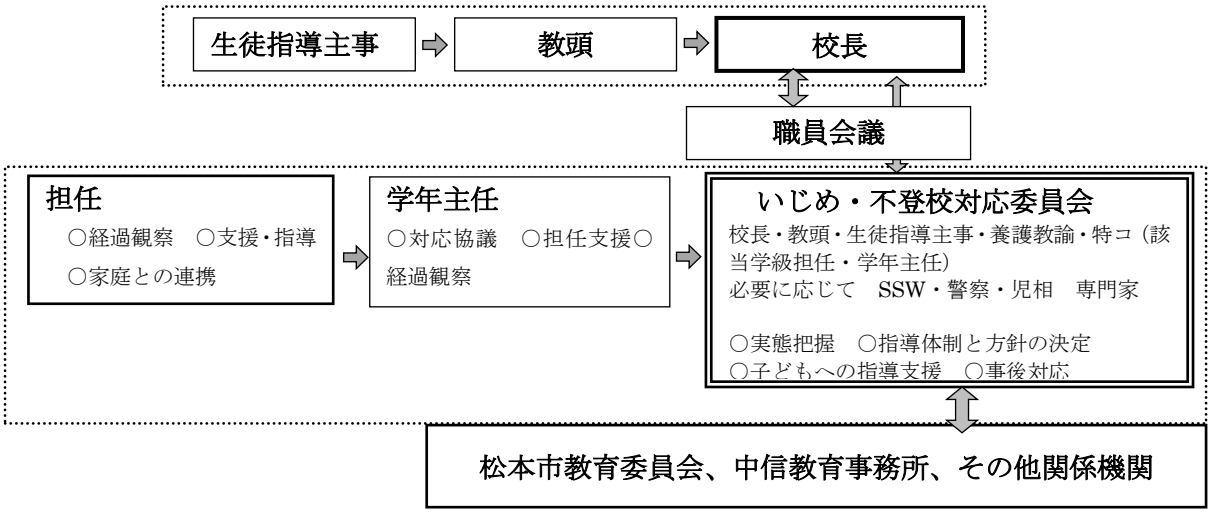

２．いじめ対応の基本的･組織的な流れ

・日常の観察といじめ、早期発見のためのチェックリスト（ｐ７）の活用
・いじめアンケート調査（５・７・９・１１・１・３月）と定期的な教育相談
・周りの児童の訴え　など

いじめ情報のキャッチ

情報は　生徒指導主事 → 教頭 → 校長
- ●ただちに「いじめ・不登校対応委員会」を招集する
- ●いじめられた子どもを守る体制、見守る体制づくり
  （教室、休み時間、登下校、清掃、給食、委員会、クラブなど）

いじめ・不登校対応委員会が対応を進める

正確な実態把握
- ●当事者双方､周りの子どもから聞き取り、記録をする。（個々に聞き取る。）
- ●関係教職員と情報共有し、事実関係を正確に把握。
- ●いじめの全体像を把握する。

指導体制･方針決定
- ●指導のねらいの明確化
- ●すべての教職員の共通理解を図る。
- ●対応する教職員の役割分担（いつ、だれが、どこで、だれに、なにを、どのように）
- ●教育委員会、関係機関との連携を図る。

子どもへの指導･支援
- ●いじめられた子を保護し、心配不安を取り除く。
- ●いじめた子に、相手に思いを寄せる指導を十分に行い､「いじめは許されない行為」との人権意識をもたせる。
- ●関係修復の会をもつ

事後対応
- ●継続的に指導や支援を行う。
- ●カウンセラー等の活用も含め、心のケア。
- ●見守り体制を維持する。
- ●保護者への連絡を継続する。

保護者との連携
- ●直接会って、具体的な対策を説明する。
- ●協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- ●謝罪など形だけにならないよう、双方にとってよりよい「関係構築をめざす会」を、必要に応じて保護者立会いのもとに行う。

松本市教育委員会
中信教育事務所

学校だけで解決が困難な場合

松本警察署、医療機関、児童相談所　などの関係機関

３．いじめ発生時の対応マニュアル

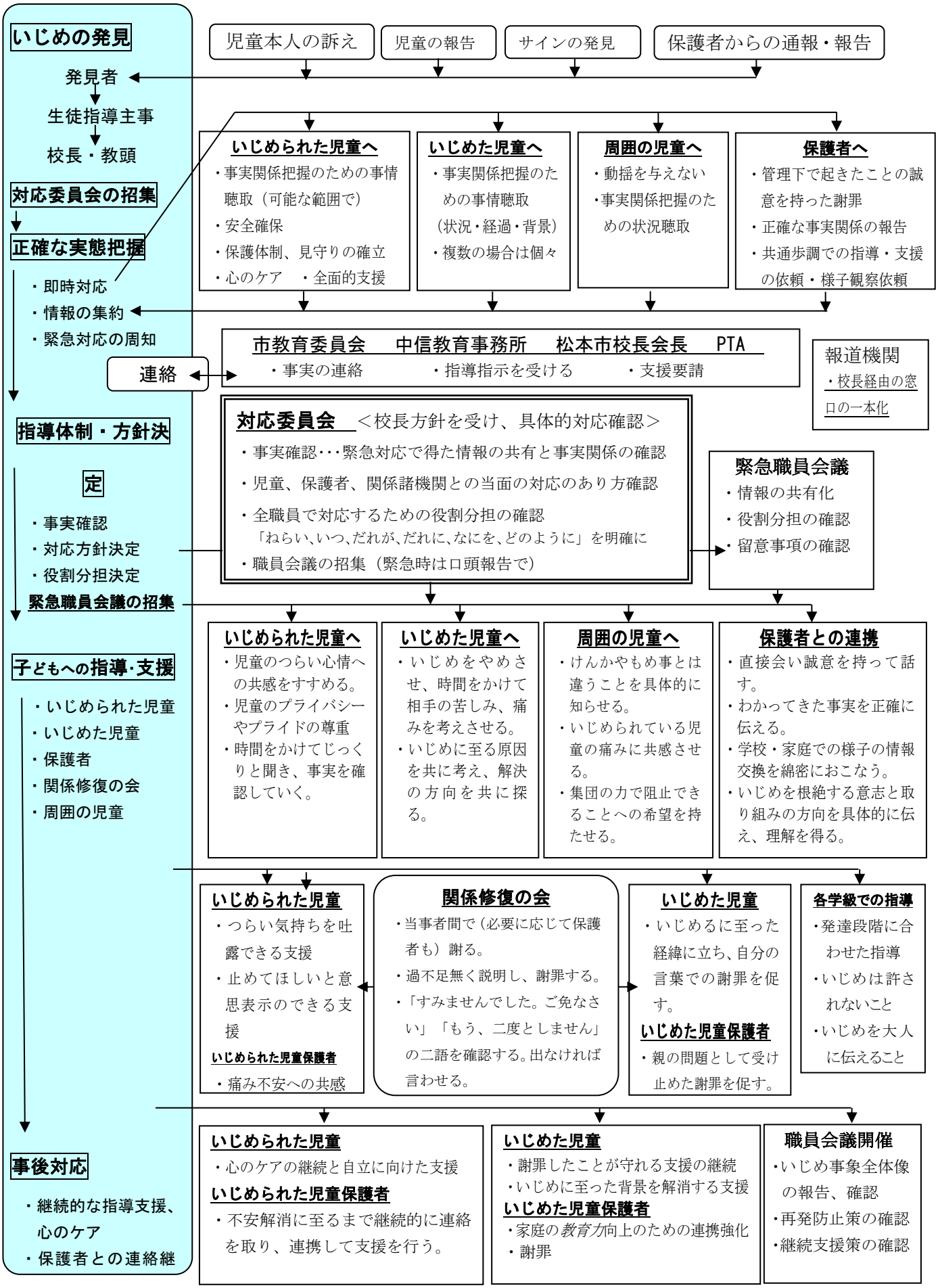

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

□ 朝いつも誰かの机が曲がっている
□ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
□特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
□ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
□ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
□ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
□ 授業中、教職員に見えないようにメモを回したり、消しゴム投げをしたりしている
□ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
□ グループ分けをすると特定の子どもが残る
□ グループを作ると、机をはなす

いじめられている子

●日常の行動・表情
□ わざとらしくはしゃいでいる
□ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
□ 下を向いて視線を合わせようとしない
□ 早退や一人で下校することがふえる
□ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
□ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
□ おどおど、にやにや、にたにたしている
□ 顔色が悪く元気がない、涙ぐむ
□ 遅刻、欠席が多くなる

●授業中・休み時間
□ 発言を友だちに冷やかされる
□ 班編成をするときに孤立しがちである
□ 学習意欲が減退し、忘れ物がふえる
□ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
□ 教室に一人でいることが多い
□ 教室にいつも遅れて入ってくる
□ 教職員の近くにいたがる

●昼食時
□ 好きな物を他の子どもにあげる
□ 食事の量がへったり、食べなかったりする
□ 他の子どもの机から、机を少し離している
□ 食べ物にいたずらをされる

●清掃時
□ いつも雑巾がけやごみ捨て当番になっている
□ 一人で離れて掃除をしている。

●その他
□ トイレや廊下、教室の机やロッカー、持ち物に落書きをされる。
□ 持ち物が壊されたりかくされたりする
□ ボタンがとれたりポケットが破れたりしている
□ 必要以上にお金をもち、友だちにおごっている
□ 服に靴の跡がついている
□ 手や足にすり傷やあざがある
□ けがの状況と本人の説明が一致しない

いじめている子

□ 多くのストレスをかかえている
□ 教職員の機嫌をとる
□ 教職員によって態度を変える
□ 他の子どもに対し威嚇する表情をする
□ 活発に活動するが、他の子どもにきつい言葉遣いをする
□ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
□ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
□ 教職員の指導を素直に受け取れない
□グループで行動し、他の子どもに指示を出す